

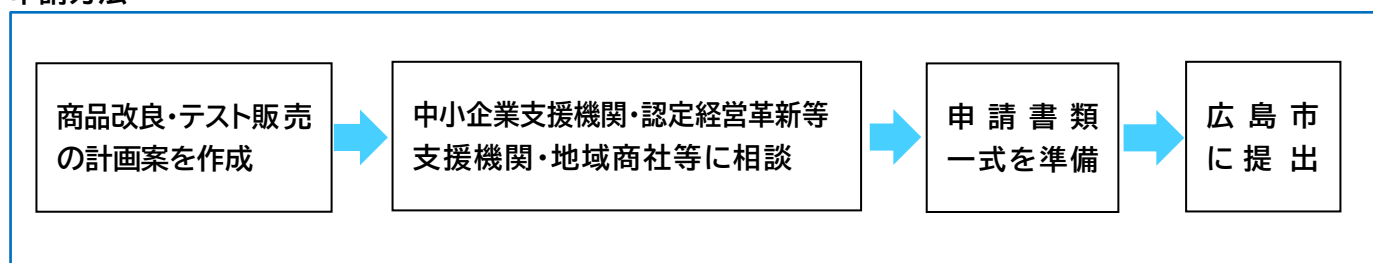
令和4年度 圏域特産品の商品改良等事業費補助金

広島市では、広島広域都市圏内の特産品(圏域特産品※1)の商品改良等の取組を支援するため、補助金を交付する制度を設けています。この制度は、圏域特産品の販路拡大を図ることを目的としています。

補助対象者	広島広域都市圏内に主たる事業所を有し、圏域特産品を製造・販売する中小企業者等
補助対象事業	圏域特産品を生産及び販売を行う中小企業者等が、その販路を拡大するため、広島市中小企業支援センター・商工会議所・商工会などの公的な中小企業支援機関、認定経営革新等支援機関※2、地域商社機能を有する事業者の支援を受けて、事業計画を作成し、販路拡大に資する商品改良等に取り組む事業で、圏域特産品の商品改良及び特産品のテスト販売等を行う事業。 《想定される取組例》 ・圏域特産品のパッケージの変更及びパッケージ変更後の催事販売・ネット販売の実施 ・圏域特産品加工品の味を変更し、変更後の催事販売の実施 など
補助対象経費	圏域特産品の商品改良及びテスト販売に係る経費
補助率	1/2
補助限度額	50万円
募集期間	令和4年6月15日(水)～令和4年7月15日(金)

※1 圏域特産品:広島広域都市圏内で年間生産高のおおむね2分の1以上が生産され、又は、生産過程のうちおおむね2分の1以上の部分もしくは重要な部分が広島広域都市圏内で行われている特産品 ※2 認定経営革新等支援機関:中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関等)

申請方法



※詳しくは、「募集要項」をご確認ください。

申請・
お問合せ
はこちら

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課
電話:082-504-2318 ファックス:082-504-2259
Eメール:syogyo@city.hiroshima.lg.jp

